

取扱注意

G7 広島サミット消防特別警戒

特別警戒本部（大竹市消防本部）

警戒計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	消防特別警戒期間	1
第4	警戒区域	1
第5	特別警戒本部の設置場所等	1
1	特別警戒本部の設置場所	1
2	警戒隊の配置場所等	1
第6	組織等	2
1	組織	2
2	特別警戒本部長	2
3	任務	2
4	施設等	3
5	情報通信体制	3
第7	警防対策	4
1	警戒隊の出動体制及び指揮等	4
2	災害対応要領	5
第8	予防対策	5
1	サミット関連施設等の巡回警戒	5
2	立入検査等	5
3	統括警戒本部への情報連絡内容	5
第9	勤務等	5
1	特別警戒本部における勤務	5
2	勤務交替及び資器材点検等	5
3	統括警戒本部への定時報告等	6
4	服装	6
5	関係機関等の連絡先	6

第10	その他留意事項	6
1	関係機関等との連携	6
2	その他	6

《別図》

特別警戒本部（大竹市消防本部）警戒区域

第1 目的

この計画は、特別警戒本部（大竹市消防本部）の運営に必要な事項を定め、警戒区域内での要人等の動向に係る情報収集及び発生する災害への対応を迅速かつ的確に行うための体制を確保することを目的とする。

第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」、「予防計画」及び「G7出動計画」に定めるところによる。

第3 消防特別警戒期間

2023年5月16日（火）～5月22日（月）

ただし、要人の動向等により警戒期間を変更する場合がある。

第4 警戒区域

大竹市消防本部管轄区域内のうち、要人の移動経路等となり得る区域とする。

ただし、高速道路上の警戒に当たっては、大竹市消防本部管轄区域のほか、広島県内高速道路等消防相互応援実施基準別表及び山陽自動車道消防相互応援協定書（大竹市消防本部及び岩国地区消防組合が締結）別表に示す応援区域を警戒するものとする。

第5 特別警戒本部の設置場所等

1 特別警戒本部の設置場所

大竹市消防本部（住所：大竹市立戸一丁目2番10号）

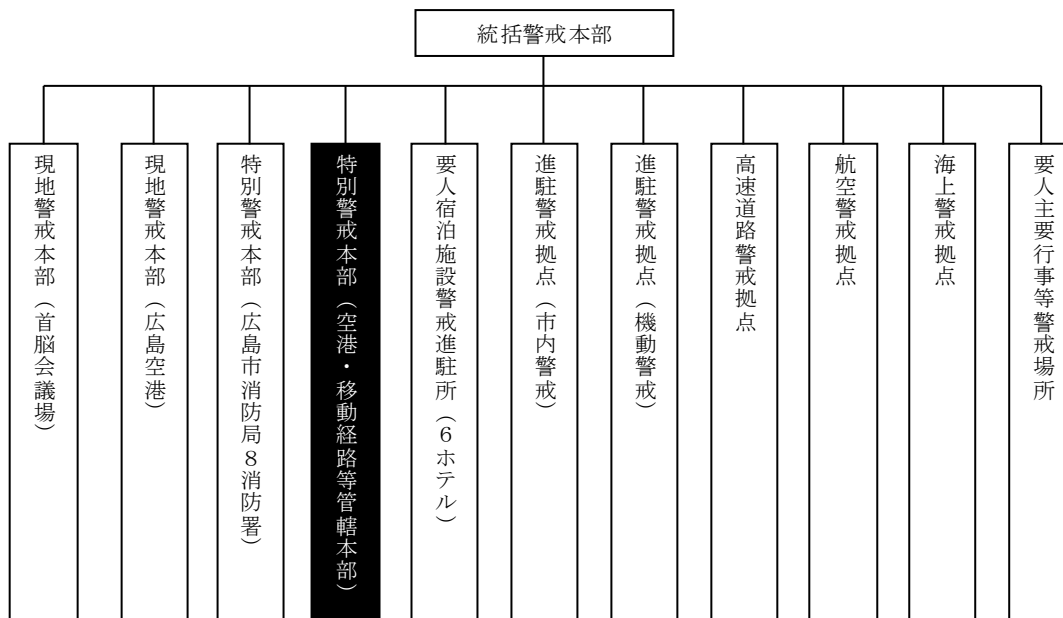
2 警戒隊の配置場所等

配置場所	住所	隊種別	人員	備考
大竹市消防署	大竹市立戸一丁目2番10号	警防隊	3	常備隊
		救助隊	2	常備隊
		救急隊	3	常備隊
		指揮隊	2	常備隊
		警防隊	2	常備隊
合計		5隊	12	—

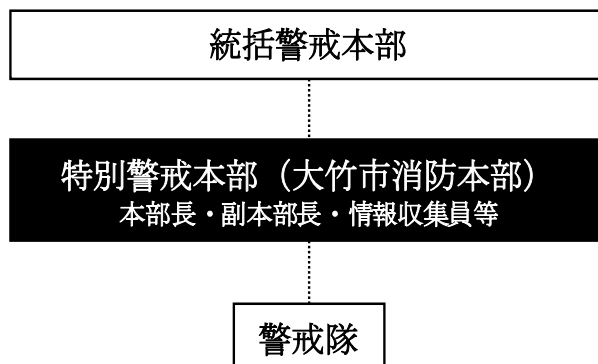
第6 組織等

1 組織

(1) 全体組織図



(2) 特別警戒本部組織図



2 特別警戒本部長

本部長は、大竹市消防本部消防長とする。

3 任務

(1) 特別警戒本部の任務

- ア 特別警戒本部の運営
- イ 統括警戒本部への各種報告
- ウ 各本部等との連携
- エ 警戒隊の管理
- オ 警戒隊への出動指令

- カ 災害発生時の対応
- キ 関係機関からの情報収集
- ク 各種情報の整理
- ケ サミット関連施設等の巡回警戒及び立入検査
- コ 要人の移動及び滞在情報等の収集及び伝達
- サ その他の特命事項

(2) 任務分担等

任務	役職	人員数	任務内容
本部長	消防長	1	1 特別警戒本部の統括管理及び運営 2 その他必要な事項
副本部長	消防課長 消防署長	2	1 特別警戒本部の統括管理及び運営補佐 2 その他必要な事項
情報収集 ・ 記録員	主査 (消防課警防係)	1	1 要人等の動向、滞在情報の収集 2 統括警戒本部、関係機関等への情報伝達 3 災害状況、要人の移動状況などの記録 4 その他必要な事項
出動指令員	指令係員	2	1 警戒隊への出動指令 2 災害発生時の関係機関への連絡 3 災害情報の収集及び伝達 4 その他必要な事項
警戒隊		1 2	1 警戒区域内で発生する災害への対応 2 その他必要な事項
予防警戒要員	副主任	1	1 サミット関連施設等の巡回警戒 2 必要に応じた立入検査及び是正指導 3 その他必要な事項
計		1 9	-

4 施設等

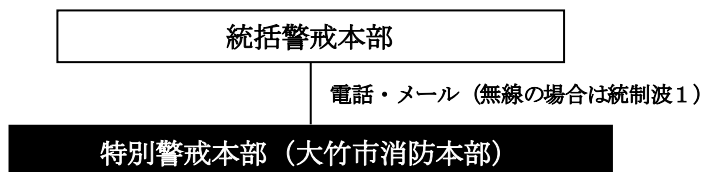
特別警戒本部は、大竹市消防本部 2 階通信指令室内に配置するものとする。

5 情報通信体制

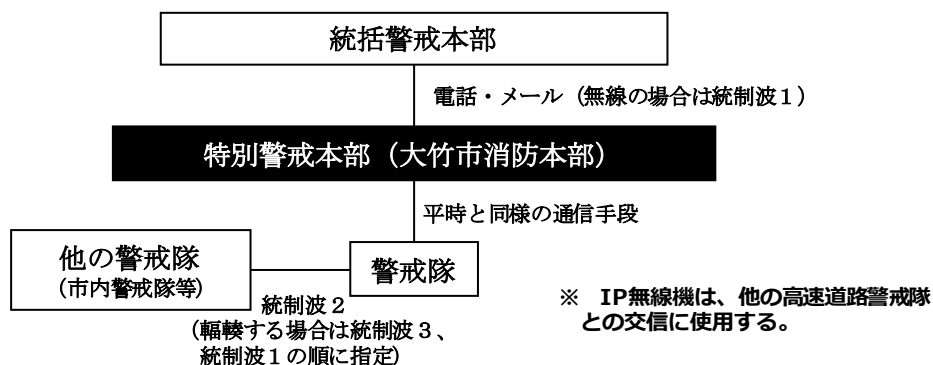
使用機器は、平時に運用する各種機器（無線機等）のほか「情報通信要領」に定めるところによる。また、当該機器等の運用に関しても、同要領によるものとする。

(通信系統図)

「通常時」



「災害時」



第7 警戒対策

1 警戒隊の出動体制及び指揮等

(1) 出動範囲及び対応する災害種別

ア 出動範囲

前記第4「警戒区域」に対し出動するものとする。

イ 対応する災害種別

原則、前記アの出動範囲内で発生した全ての災害とする。

(2) 出動計画

原則として「G7出動計画」における「高速道路警戒区域 出動計画表」に定める出動分類別の出動体制に準ずるものとする。

ただし、事案内容等を総合的に考慮し、出動台数を増減できるものとする。

(3) 増強出動等の要請

災害の状況により、既に出動している警戒隊のみによる消防力では対応が困難であると判断した場合、特別警戒本部長は、統括警戒本部長（作戦班）に対して必要な警戒隊等の出動を要請するものとする。

また、災害出動等により、サミット警戒体制の維持が困難となった場合、特別警戒本部長は、統括警戒本部長（作戦班）に対して必要な警戒隊等の移動配備を要請するものとする。

(4) 警戒隊等の指揮

警戒隊等の指揮者は、大竹市消防本部消防長が指定する指揮者とする。

(5) 出動指令

警戒隊等への出動指令は、原則、平時に運用する通常のシステムを使用するものとする。

2 災害対応要領

警戒隊等の活動詳細は、別に定める消防特別警戒各種要領等によるほか、大竹市消防本部が定める各種活動要領等によるものとする。

第8 予防対策

1 サミット関連施設等の巡回警戒

サミットの開催に伴い、平時に比べ利用者が増大することが予想される施設等を対象に、避難経路の確認等を行うため、必要に応じて巡回警戒を行うものとする。

2 立入検査等

管轄区域内に所在する施設等へ要人が訪問することが判明した場合、原則として要人訪問前に当該施設の立入検査を行い、必要に応じて是正指導を行うものとする。

なお、上記要人情報については、統括警戒本部（情報班）及び特別警戒本部が相互に連絡を取り、必要な情報共有を図るものとする。

3 統括警戒本部への情報連絡内容

前記1及び2の実施状況等その他必要な事項とする。

第9 勤務等

1 特別警戒本部における勤務

(1) 勤務時間等は、「大竹市消防職員服務規程（平成10年7月7日付け消防本部訓練第1号）」に定めるところによる。

(2) 通常業務と並行し、サミット警戒に当たる。

(3) 関係機関等から入手した必要な情報について、統括警戒本部に対して的確に伝達する。

2 勤務交替及び資器材点検等

(1) 隔日勤務者の勤務交替及び事務引継ぎは、通常通りとする。

(2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人の移動状況等を追加するものとする。

(3) 勤務開始後、車両及び資器材の点検を行うとともに、資器材の員数確認を併せて行うものとする。

3 統括警戒本部への定時報告等

「警防計画（第7-9）」（「様式1～5」等）に定めるところによる。

《様式1》人員機械等報告書

《様式2》警戒日誌

《様式3》重要情報報告書

《様式4》災害状況報告書（火災・その他）

《様式5》災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

※ 特別警戒本部長が当該本部要員、警戒隊及び予防警戒要員等の情報を取りまとめ、報告する。

4 服装

「特別警戒共通事項」に定めるところによる。

5 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

第10 その他留意事項

1 関係機関等との連携

関係機関との情報交換等を綿密に行うなど、必要な連携を図るものとする。

2 その他

本計画に定めのない事項については、「警防計画」、「予防計画」その他G7広島サミットに関する各種計画及び要領等によるものとする。

特別警戒本部（大竹市消防本部）警戒区域図



※ 大竹市消防本部管轄区域内のうち、要人の移動経路等となり得る区域

※ 上記に加え、高速道路にあっては、広島県内高速道路等消防相互応援実施基準別表及び山陽自動車道消防相互応援協定書（大竹市消防本部及び岩国地区消防組合が締結）別表に示す応援区域